

平成28年度 第1回安芸高田市いじめ問題対策委員会 会議録

開催日時：平成28年7月26日（火）午後2時～3時30分

開催場所：クリスタルアージュ3階 視聴覚室

委員等の出席状況

委員等の出席状況	
出席委員	(敬称略) 坪田 雄二 公立大学法人県立広島大学 教授 重本 久美榮 臨床心理士 土井 実貴男 安芸高田市総務部総務課 課長 青山 勝 安芸高田市総務部危機管理課 課長 八島 芳樹 安芸高田市市民部人権多文化共生推進課 課長 佐々木 幸浩 安芸高田市福祉保健部社会福祉課 課長 岩崎 猛 安芸高田市福祉保健部子育て支援課 課長 木下 敬子 安芸高田市立小中学校教頭会 副会長 永井 公平 安芸高田市立小中学校教頭会 会長 中井 純子 安芸高田市適応指導教室 所長 松原 美和子 安芸高田市家庭教育支援員
欠席委員	二山 義夫 安芸高田市PTA連合会 会長
出席した 事務局職員	永井 初男 安芸高田市教育委員会 教育長（開会あいさつ後に退席） 叶丸 一雅 安芸高田市教育委員会事務局 教育次長 児玉 晃 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 本田 光洋 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課学校教育指導係 指導主事
傍聴者	なし

会議日程及び配布資料

○委嘱状の交付

○開会

1. 教育長あいさつ
2. 委員、事務局職員自己紹介
3. 委員長、副委員長の選任
4. 委員長あいさつ

○日程第1 事務局諸連絡等

1. 配布資料について

○日程第2 報告

1. 平成27年度のいじめ問題等の状況について
2. 小中学校における生徒指導規程統一の取組について
3. スクールサポーター活用の取組について
4. 「STOP9」の取組について

○日程第3 協議（非公開）

1. 平成28年度のいじめ事案について（平成28年4月～7月）

○日程第4 その他

○閉会

1. 副委員長あいさつ

—配布資料—

- ・「平成28年度 安芸高田市いじめ問題対策委員会委員名簿」（資料1）
- ・「安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について」（資料2）
- ・「安芸高田市立小学校生徒指導規程」（資料3）
- ・平成27年度 安芸高田市スクールサポーター派遣事業に係るアンケート調査（資料4）
- ・「STOP9」（資料5）
- ・「平成28年度のいじめ事案について」に関する資料（会議終了後回収）
- ・「安芸高田市のいじめの捉え方（案）」

会 議 概 要

○委嘱状の交付

(開会に先立ち、教育長から代表委員に委嘱状を交付した。)

教育長あいさつ

本日は、平成 28 年度第 1 回の安芸高田市いじめ問題対策委員会のご案内をさせていただいたところ、委員の皆様ご多用の中ご出席いただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

すでにご存知いただきますように、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、本市におきましても、平成 26 年 6 月にいじめ防止基本方針を策定し、いじめの早期発見、早期対応及びいじめの未然防止に取り組んでいるところでございます。

本いじめ問題対策委員会につきましても、設置条例を制定し、平成 26 年 12 月に第 1 回目となる会議を開催して以来、毎年会を積み重ねてきております。昨年度は生起しました 18 件のいじめ事案についてこの委員会で委員の皆様方にご報告申し上げ、ご意見をいただきながら事案の解決また未然防止の取組を進めてまいりました。この間、幸いにも本市におきましては、いわゆる重大事案のいじめは生起しておりませんが、全国的にみますと、昨年 5 月には岩手県の中学校 2 年生の男子生徒がいじめを苦に電車で飛び込み、自ら命を落とすという痛ましい事件が報道されたところでございます。この事件におきまして、新聞報道によりますと当該生徒は生活ノートに 4 月から別の生徒からのいじめを訴え、助けを求めていたにもかかわらず残念ながら命を落とす結果になったと報道されております。

安芸高田市教育委員会といたしましても、いじめはだれにでも起こりえるという認識のもと、今後とも、委員の皆様方をはじめ関係機関、関係団体と緊密な連携をとりながら緊張感を持っていじめの問題に取り組んでいきたいと考えております。引き続きまして、委員の皆様方のご協力とご支援を賜りますようお願いを申しあげ、開会にあつての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(この後、退席)

○委員、事務局職員自己紹介

(委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介をした。)

○委員長、副委員長の選任

(事務局から、委員長に坪田雄二氏、副委員長に中井純子氏を提案し、了承された。)

○委員長あいさつ

ただいま委員長を拝命いたしました坪田です。よろしくお願いいたします。昨年度から引き続き委員の方もおられますし、今年度からの委員の方もおられると伺いましたけれども、いじめに関する問題というのは、学校あるいは教員の力だけでは解決し得ない部分があると考えております。学校並びに家庭、地域あるいは行政それぞれの立場から協力をしながら解決にあたる問題と考えております。

それぞれ皆様のご所属といたしますか、それぞれの専門の立場から忌憚のないご意見をこの委員会の中で交わしていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局	ありがとうございました。ここからは、坪田委員長に会議の議長となつていただき、進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
委員長	それでは、次第に則りまして会議を進めます。 日程第 1 「事務局諸連絡等」(1)「配布資料等について」事務局から説明をお願いします。
事務局	配布資料等について説明いたします。 このいじめ問題対策委員会は、先ほどの教育長の挨拶にもありましたように、3 年目を迎えるこ

	<p>ととなりました。本委員会はいじめ防止対策推進法に基づきまして、本市に関係の条例を制定し、設置をした委員会です。詳しく説明しますと、このいじめ問題対策委員会は、教育委員会の諮問機関でございます。条例第7条に「対策委員会は教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策、教育委員会が必要と認める事項について調査、審議し答申または、意見を具申する」と規定されております。大きな役割としては、学校で児童生徒の命に関わるようないじめの重大事態が生じた場合に、その事案についての事実関係を明確にするための調査を行うという役割がございます。重大事態が生起していない場合も、本日の会議のように学校で生起したいじめ事案をこの会議で報告いたしまして、その対応、対策等についてご意見をいただくこととしております。この委員会とは別に青少年の健全育成に関わる関係団体等の代表の方で構成するいじめ問題対策連絡協議会があります。この会議はいわゆるネットワーク会議でございまして、いじめに関する対応状況等に関する情報の共有、必要な対策の確認等が主な役割となっております。地域社会全体でいじめの問題に取り組んでいこうとする基礎的な組織と言えます。先般、11日に今年度の定例会議を開催いたしました。この委員会と同様に昨年度のいじめ問題の状況や教育委員会、学校の取組等を報告しまして、必要な対策等についてご意見をいただいたところでございます。また、会議録が調整できましたらお渡しをしたいと思いますと思っております。</p> <p>本日配布しております資料ですが、資料1から資料5まででございます。それに加えて「取扱注意」と示したいじめ事案の資料3枚と、同様に取扱注意としている「安芸高田市のいじめの捉え方(案)」と、レジメでございます。配布資料等については以上でございます。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の説明について、何か質問はございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、日程第2「報告」に移ります。(1)から(4)まで4点の報告がありますが、(1)から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>始めに、27年度からの生徒指導上の諸問題について、暴力行為、いじめ、不登校の3つに分けて説明したいと思います。</p> <p>資料2をご覧ください。まず1つ目、「暴力行為」です。平成27年度、暴力行為は小学校4件、中学校12件生じました。前年度と比較すると、小学校は2件の減少、中学校は9件の増加です。小学校の4件は児童間暴力で、3校の小学校で別々に生じたものです。中学校の12件は、対教師暴力が1件、生徒間暴力が10件、対人暴力が1件です。4中学校で別々に生じたものですが、増加の原因としましては、特定の生徒による繰り返しという所が大きいです。それぞれの事案につきましては、スクールサポーターや警察、児童相談所、行政各課と連携しながら対応してまいりました。本年度現時点までは、小学校3件、中学校0件になっております。中学校は、昨年度暴力行為が増えています。現在の所スクールサポーター等との連携により落ち着いている状況が続いています。今年度の取組の視点は、生徒指導規程に基づく毅然とした指導の徹底、児童生徒理解から未然防止の取組、スクールサポーターや医療機関との連携を充実させていきたいと考えております。</p> <p>2つ目の「いじめの認知件数」です。昨年度は小学校10件、中学校8件で合計18件のいじめがありました。その前年度と比較すると、小学校2件減少、中学校は1件増加です。いじめの態様としましては、小中学校ともに「冷やかしかからかい」、「悪口、仲間外し、無視」、「ぶつかる、叩く」などが多い状況です。また、中学校で2件ほど「携帯電話等による誹謗・中傷」によるいじめがありました。教育長も挨拶で言っておりましたが、重大事態としてのいじめは生じておりません。このいじめを把握できた要因としては、本人や保護者からの訴えが13件で、うち小学校が5件、中学校が8件となっております。教職員等が発見したという場合が4件で、いずれも小学校です。小中学校で、いじめのアンケートを実施していますが、この調査で分かったものが2件です。もう1件は関</p>

	<p>係機関からの情報により把握したものです。いずれの事案も、学校の教職員が児童・生徒に個別の聞き取りしながら、また保護者と連携をしながら、加害者側の児童生徒や保護者からの謝罪等を含めた対応をして一定の解決に至っております。</p> <p>本年度は現時点で、小学校が3件、中学校が0件です。今年度の取組の視点といたしましては、早期発見・早期対応の実態把握に向けた取組、先ほど申しましたいじめアンケート、個別面談、または生活ノートの取組を充実させていくということと、情報共有を基にした組織的対応、被害者側に立った共感的理解、スクールカウンセラー等との連携の充実を図っていきたくと考えております。もう少し付け加えさせていただきますと、安芸高田市いじめ防止基本法を受けて市内19校すべての小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止に関わる年間計画を明確にして取組を進めています。組織的な取組の充実を図っていくために、いじめの防止及び早期発見を組織的に行う「いじめ防止委員会」を校内運営組織に位置付けて児童生徒理解及びいじめの未然防止に向けた取組を行っています。平成27年2月に川崎市の中学校1年生の男子生徒が殺害されたという痛ましい事件が生じましたが、これを受けまして、文部科学省から平成27年3月31日に「被害の恐れに対する学校の早期対応について」という指針が出されています。この指針では「児童生徒が所在不明の場合」、「家庭の協力が得にくく連絡がとれない場合」、「学校外での集団と関わりがある場合」、「欠席が続く場合」に対して特に対応を強化していくようにと示されています。本市におきましても、緊密な家庭訪問ができる組織体制の整備、学校と市教委との連携の強化、子育て支援課、危機管理課、子ども家庭センター等の関係機関との連携、ケース会議の実施そして、安芸高田警察署との連携及び連携に関する協定の締結、スクールサポーターの学校への派遣、スクールカウンセラーの学校への派遣等の取組を進めております。各学校においてはこの本市の取組に基づいて日々の指導を行っております。</p> <p>次に「不登校」についてです27年度は、小学校は7人、中学校15人でした。前年度と比較すると、小学校は5人減少、中学校は±0で増減がありませんでした。連携し相談をうけた機関は、適応指導教室は小学校6件、中学校が4件の合計10件、子ども家庭センターは中学校2件。その他、病院などと連携し、相談指導を受けました。本年度は現時点で、不登校は、小学校1人、中学校は7人です。昨年度から継続している子供が多く、特に中学校3年生の生徒が割合的に多くなっています。今年度の取組の視点としましては、適応指導教室、家庭教育支援員、スクールカウンセラーなど関係機関等との連携の強化、未然防止の取組の推進。規範意識の醸成や人間関係力の育成、ていねいな保護者連携、また小学校から中学校に進学する時の連携が大事であることから、小中連携の充実も考えております。以上です。</p>
委員長	今の報告について何かご質問等ございましたらお願いします。
委員	<p>1点目は、資料の中で3つの問題行動がグラフ化してありますが、グラフの中で平成18年度にいじめと不登校がぐっと数値が多くなっており、平成20年度には不登校も暴力行為も下がっています。何かこれといった要因があったのであれば教えていただきたいのですが。</p> <p>2点目は、いじめの件数が10年前に比べて右肩上がりに伸びてきていることと、暴力行為についても、全般的に見れば上がったたり下がったりはあっても、以前に比べれば増えてきている要因を教えてください。</p>
事務局	まず、平成18年度にいじめの件数が増えている要因ですが、いじめの定義が変わったことです。積極的にいじめを認知して指導していこうという新しい定義が示され、それによって「これもいじめなのではないか」とか「これはいじめだった」というところで数が増えたということがあります。急に増えたのはそこが要因だと思います。また、不登校の児童生徒数が平成20年度に大きく減って

	<p>いるのは、先ほど連携の中にもありましたように、特に学校と適応指導教室が連携し、不登校児童生徒の学校復帰に一生懸命取り組んだ結果です。</p> <p>2点目の暴力行為といじめの件数についてなのですが、分けて整理をさせていただきますと、いじめについては、さきほども説明しましたとおり「いじめを積極的に認知し、早期解決を図っていく」という考え方に変わってきた結果です。それから暴力行為については、かっとなつたらなかなか自分の心を押さえきれない、コントロールできにくいという児童生徒による暴力行為の繰り返しの傾向によるものと捉えています。</p>
事務局	<p>補足します。今のこの資料に関しては、先般開催したいじめ問題対策連絡協議会でも話が出ました。今説明したような理由については、資料に記入してもらえないだろうかという意見もありましたので、今後この表に増減理由等を記入したいと思っていますのでご理解ください。</p>
委員	<p>「暴力行為」の定義といえますか、カウントする・しないという基準はどうなっているのでしょうか。対教師や児童間、対人などの説明がありましたし、器物破損もあると思います。あるいは、いじめの中での暴力行為は、いじめにカウントされて暴力行為には入らないというような基準等がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>暴力行為の基準は、私が把握している限りではありません。明文化されたものはないと思います。2点目のいじめの中の暴力行為については、両方にカウントがされます。</p>
委員	<p>学校個々の判断ということで理解すればいいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>それともう1点、不登校は定義で30日以上というのがあると思うのですが、欠席日数が30日未満のケースは、この数値の中には入っていないと思うのですが、実態としてあるのでしょうか、ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>実態としてはあります。ただし、病気や入院が理由で30日を超える場合は不登校にはカウントされません。</p>
委員	<p>実態としては、ここに上がっている数よりも少ないと考えてもいいですか。</p>
事務局	<p>安芸高田市では10日以上休んでいる児童生徒については、月別に欠席状況を報告してもらっています。30日未満であれば「不登校」として数にあがりませんが、気をつけて見ていかなければいけないという意識は双方で持っています。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。他はいかかでしょうか。</p> <p>それでは、(2)「小中学校における生徒指導規程統一の取組について」をお願いします。</p>
事務局	<p>生徒指導規程について報告をします。</p> <p>資料3をご覧ください。先ほど暴力行為の今年度の取組の視点について申しましたとおり、安芸高田市内19の小中学校全てで生徒指導規程を策定しております。それを基に生徒指導上の諸問題の指導や対応に取り組んでいます。昨年度、安芸高田教育推進会生徒指導部会において、学校によって対応が違うということによる保護者また地域の方の不信感とか不公平感が生じないようにしていくと、また文の解釈によって教職員による対応が変わったりしないように、同じ指導ができるようにしようというこの2点を重視して、各学校で統一した生徒指導規程になるように作成し直されました。中学校部会では、引き続き調整中のところもあるのですが、小学校では資料3にあるようなものに統一されています。前半部分の1章、2章、3章のところでは各学校で細かい登校の仕方であるとか規則の部分で少し違う部分があるのですが、特に生徒指導上の問題に対する4章である特別な指導に関わる部分と言う所は統一してあります。各学校で生徒指導上の諸問題が生じた時</p>

	の対応や指導が学校によって違うということが生じないように考えられております。これを基に各学校がより信頼される指導や対応が行えるようにしていきたいと考えております。以上です。
委員長	ありがとうございます。これに関しまして、何か質問やご意見はありますでしょうか。
委員	これは、すでに施行されていることでよろしいですね。いつからですか。
事務局	毎年度4月1日に年度が変わるところで、学校で見直しを図っておられます。今年度は平成28年度4月1日からこの規程に基づいて生徒指導をしますよということで、各学校においてはPTA総会等の機会に生徒指導規程を配布し、周知を図っております。
委員	小学校ではそうになっていて、中学校ではどうなのですか。
事務局	中学校では今調整中です。難しい細かい判断の部分や中学校はより社会に近い部分がありますので特別な指導の部分や学校の判断の部分がかかなり揃えていくということが難しい部分がありますが、何とか各学校間で差がないように、一貫した指導ができるように考えております。
委員長	他はいかがでしょうか。 それでは、次の(3)「スクールサポーター活用の取組について」お願いいたします。
事務局	「スクールサポーター活用の取組について」報告いたします。 先ほどの説明にもスクールサポーターという言葉が出てきましたが、昨年度・今年度と広島県警の事業である「スクールサポーター」派遣制度を活用しまして、警察官OBの方を各小中学校に派遣し、学校安全や生徒指導に係わる助言や指導をいただいているところです。資料4をご覧ください。昨年度、小中学校を対象にスクールサポーター活用に関するアンケート調査を実施し、その結果をまとめたものを資料として配布しております。1枚目は、安芸高田市教育委員会が実施した調査の結果で、2枚目は広島県教育委員会が実施した調査の結果です。1枚目の本市の調査結果について説明します。表ページの左側「どのように活用しましたか」という問いに対しまして、一番多いのが「児童生徒の観察と情報交換」です。次に多いのが「休憩時間等における児童生徒への関わり」、その次が「問題行動への対応」や「警察連携」「校内の施設設備に対する助言」となっています。次に右側、「どんな効果があったか」という問いに対しまして、一番多い回答は「児童生徒の様子について客観的情報を得ることができた」ということです。次に多いのが、「問題行動の抑止効果」「教職員が気付いていない点を指摘され改善した」という回答です。2枚目の広島県教育委員会の実施した調査についてもほぼ同様の結果が出ています。 今年度も小中学校に2名のスクールサポーターを派遣し、生徒指導の充実、安心して学習できる学校環境づくりの取組を進めているところです。以上です。
委員長	ありがとうございます。この件に関しまして、何かありましたらお願いします。
委員	右側の5番目のところで「児童生徒の様子について客観的情報を得ることができた」というのは、教師の目の届かない所で得られる情報ということですか。
事務局	はい。そのこともありますが、服装等で普段一緒にいると気づきにくいこともあります。定期的に学校を訪問するうちに「何で今日この子は名札つけてないんだろう」といった子どものちょっとした変化であったり、「今日あいさつしたけど、返事がなかったな」というようなことも含めて、毎日顔をあわせている教師が見落とししてしまいますようなところも、新たな気づきとして連携できることもあります。
委員長	他はいかがでしょうか。
委員	スクールサポーターというのは各校に配置されているわけではないですよね。それは、必要性があると学校から要請があって、今週はこの学校にとかではなくて、計画的に行かれるのですか。
事務局	計画を立てております。昨年度の状況等から、いくつかの学校を指定校とし、指定校を中心に定

	期訪問しています。年間を通じては、全ての小中学校を訪問できるよう計画的しています。
委員長	他はいかがでしょうか。この制度については、期限付きのものなのですか。今年いっぱい終わるものなのですか。
事務局	教育委員会としては、今のところ、これまでの状況と比較すると学校の様子も落ち着いてきていますので、来年度については実施を見送る方向で内部では検討しているところです。県の事業としては、おそらく来年度もあると思います。
委員長	ありがとうございます。他はいかがでしょうか。 それでは(4)「STOP9」の取組についてお願いいたします。
事務局	<p>「STOP9」の取組については、資料5です。昨年度は資料がない中で若干の報告をさせていただきました。児童生徒の携帯電話・スマートフォン等に関する取組の件でございます。携帯電話・スマートフォンは利便性が高く、急速に家庭に普及いたしました。その利便性を否定するものではありませんが、一方で、先ほども報告しましたようにいわゆる「ネットいじめ」というものも実際に事案として上がるようになり、また家庭での長時間利用による生活習慣の乱れも、家庭での一般的な課題となったと考えられるようになってきていると思われまます。</p> <p>このような課題を背景として、教育委員会では昨年度小学校5学年から中学校3学年を対象にアンケート調査を実施しました。資料5の最後3枚目をご覧ください。調査結果をまとめたものです。</p> <p>「自分の携帯電話やスマホを持っていますか」という問いに対し、「持っている」という回答は学年が上がるにつれて割合が高くなっています。一方で「持っている」と「持っていないが家族のものを使っている」と回答した児童生徒を合わせた割合は、小学校5年生が一番高く79%を占めています。今後も低年齢化していくのでは、と思わせる結果になっています。</p> <p>その下、「どのくらいの時間使うか」という問いに対しては、学年が上がるにつれて時間が長くなる傾向があります。中3については受験生ということで中2よりは少し短くなっているのかなとみております。裏面にもありますが、時間の関係で全て説明することはできませんが、特にスマートフォンは多機能で、勉強のツールとして使うこともできますし、テレビや様々な動画、ゲームも楽しむこともできます。自分のスマホが1台あれば、テレビのように家族でのチャンネル争いもないですし、いきおい長時間利用となって生活が乱れがちになるということや、メールやラインといったいわゆるSNSの利用により、友達や不特定多数の人に情報提供をして、誤解を招いたり、いじめの原因になったり、全国的には犯罪に巻き込まれるということも起こっています。</p> <p>そういった傾向等を背景として、昨年度から携帯電話やスマートフォンの使用に関して何か取組をしましょうという話を、市のPTA連合会や小中学校の校長先生方と始めたところです。</p> <p>資料の2枚目は、「携帯電話やスマートフォンによる通信を午後9時以降はやめよう」という全県的な取組の啓発チラシです。これは広島県と広島市の教育委員会が事務局となっている「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」がこの取組を推進しています。県の教育委員会が関わっているということで県立高校でも当然推進されており、高校の中には「生徒心得」の中にこのことが書かれている学校もあると聞いております。</p> <p>本市もこの取組に賛同した形で、教育委員会、PTA、小中学校校長会を中心に今後推進していきたいと考えております。その啓発チラシの案が1枚目ということになります。PTA連合会役員会の賛同も得ておりますので、できるだけ早く打ち出したいと思っています。「午後9時以降は通信をしない、させない」という取組ですが、これを基本的なルールとして、資料にあるように家ごとにルールを決めてもらうとか、学校ごとに独自の取組をしていただくということを想定しています。例えば、うちの学校では、「STOP9」ではなくて「STOP8」で推進していきましようとか、</p>

	<p>いろいろ具体は出てくるのではないだろうかと思いますが、全体的な取組として「STOP 9」として全市的に今後取り組みたいと考えております。何かご意見等があれば伺いたいと思います。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。この件に関しましていかがでしょうか。基本的には賛成ということよろしいでしょうか。それでは、日程第2「報告」に関しましては以上とさせていただきます。</p> <p>続いて日程第3「協議」です。ここからは非公開になりますが、「平成28年度のいじめ事案について」よろしくお願ひいたします。</p>
<p>《秘密会のため「日程第3」の会議録は省略》</p>	
委員長	<p>日程第4「その他」に関しては何かありますか。</p>
事務局	<p>昨年度と同様に、今年度もこの対策委員会を年3回開催するように予定をしております。結果的に今年度いじめの事案が少ない場合は、年2回にするということも考えておりますのでご承知いただきたいと思ひます。それと、個別の事案に従って協議していただいたところは非公開ということになっておりますので、守秘義務の遵守についてお願ひします。ただし、非公開でありましても皆さんからいただいたご意見の主旨については、教育委員会議や校長、教頭研修会でお伝えし、今後に生かしていきたいと思ひております。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして第1回安芸高田市いじめ問題対策委員会を終わります。最後に副委員長あいさつをお願ひします。</p>
<p>○副委員長あいさつ</p> <p>失礼いたします。長時間にわたり協議をいただき、大変ありがとうございました。昨年度に引き続いての委員の方も多と思うのですが、昨年度の最後の会議でいじめの解消の定義が話題になりましたが、今回「捉え方」というところで整理していただいたことについては、私自身はとても理解しやすく判断しやすくなっていると思ひます。今回の報告いただいた3件については、早期発見早期対応というところで対応していただいたことが、子供にとっては何より一番いいことであろうと思ひます。対応としましても、継続的な観察指導も必要になってまいりますので、引き続き教育委員会ではご指導お願ひしたいと思ひます。本日は大変ありがとうございました。</p>	